

令和7年6月1日現在

宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション

「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
介護保険指定番号4073300040

- 当事業所は、ご契約者に対して「指定訪問介護サービス」を提供します。
- この説明書では、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約遂行上ご注意ください
いただきたいこと等について次のとおりご説明します。

※このサービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

Ⅰ 宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーションの概要

(1) 事業所の概要と提供できるサービスの地域・種類等

法人名称・種別	社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会
事業所名	宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション
代表者名	会長 吉田 善仁（よしだ よしひと）
サービス	訪問介護（介護保険指定番号 4073300040）
管理者	山田 由美子（やまだ ゆみこ）
サービス提供者 責任者	山田 由美子（やまだ ゆみこ/管理者兼務） 福本 直美（ふくもと なおみ） 御供 理恵子（みとも りえこ） 中村 ひろ美（なかむら ひろみ） 豊福 咲子（とよふく さきこ/大島地区専任）
所在地	■本所 福岡県宗像市久原180番地
	■大島営業所 福岡県宗像市大島1809番地32 ふれあいセンター内
電話番号	■本所 0940-37-1322
	■大島営業所 0940-72-2294
サービス提供地域	宗像市、福津市

(2) 事業所の職員体制

職名		資格	定数	業務内容
管理者		介護福祉士	1名	訪問介護に関する業務統括・サービス提供責任者兼務
サービス提供責任者		介護福祉士	3名以上	訪問介護の申し込みに係る調整、臨時ヘルパーに対する指導、訪問介護計画の作成、訪問活動、臨時ヘルパーに対する業務指導 ※常勤3名以上、1名は管理者
訪問介護員	常勤ヘルパー	○介護福祉士 ○基礎研修課程修了者 ○実務者研修課程修了者	1名以上	訪問介護の提供にあたる。 ①身体介護 ②生活援助 ③相談・助言・その他必要な援助 ※常勤1名以上、非常勤14名以上
	臨時ヘルパー	○ヘルパー2級研修修了者	14名以上	

(3) 事業所の加算体制

- 特定事業所加算Ⅱの適用
- 緊急時訪問介護加算の適用
- 初回加算の適用
- 新・介護職員処遇改善加算Ⅱの適用

特定事業所加算の体制要件及び人材要件は、下記に記載しています。

なお、主な加算の項目、割合、条件は次のとおりです。

項 目	加算割合（月額）	備 考
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の 10%	体制要件、人材要件等に適合
初回加算	所定単位数の 200 単位	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に適合
緊急時訪問介護加算	所定単位数の 100 単位	利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）行った場合に適合
処遇改善加算Ⅱ	22.4%	1ヶ月の利用料に加算します。

***特定事業所加算Ⅱの算定要件**

《体制要件》

- ①訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
- ②利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
- ③利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告
- ④健康診断等の定期的な実施
- ⑤緊急時等における対応方法の明示

《人材要件》

- ①訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護 職員基礎研修課程修了者及びⅠ級課程修了者の占める割合が 100 分の 50 以上

（４）サービス提供日・時間帯

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（サービス提供時間 24 時間）
営業をしない日	日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日

（５）緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急車の要請、ご家族、居宅介護支援事業者などへの連絡をします。

２ サービスの内容

ホームヘルパーステーションの提供するホームヘルプサービスは、次に掲げるサービスのうち必要と認められるものを提供します。

(1) 身体介護

- ①身体の清潔の保持等の援助
- ②通院、交通や公共機関の利用等の援助
- ③その他必要な身体介護

(2) 生活援助

- ①調理
- ②生活必需品の買い物
- ③衣類の洗濯、補修
- ④住居等の掃除、整理整頓

(3) 相談及び助言に関する相談、助言

- ①生活、身上、介護に関する相談、助言

【注意】

- ホームヘルプステーションが提供する訪問介護サービスは利用者へのものです。
したがって、下記のような場合は、予め契約時に双方で確認をいたします。
- ①調 理：利用者の調理を行います。(家族の調理は行いません)
 - ②洗 濯：利用者の衣類等の洗濯を行います。(家族の洗濯は行いません)
 - ③掃 除：利用者の部屋の掃除を行います。(日常使用していない部屋、家族と共有されている部屋の掃除は行いません)
 - ④医療行為は、訪問介護サービスではできません。
 - ⑤利用者が不在の場合、ヘルパーは留守宅へ入れません。
 - ⑥ ヘルパーの車には乗れません。

3 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、県や市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています】

保 険 名	： 「社協の保険」
団体契約者	： 社会福祉法人全国社会福祉協議会
取扱代理店	： 株式会社福祉保険サービス
補償の概要	： ホームヘルプサービス活動中の補償

4 利用料金

(1) 利用料金	利用料金は、別表－Ⅰ 宗像市社会福祉協議会訪問介護事業所の訪問介護利用料金表によります。
----------	--

(2) 交通費	1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
(3) 取消料	利用予定日直前の営業日・時間内に利用取消(キャンセル)のご連絡がなく、当日になって利用者の都合によりサービスを取消(キャンセル)する場合は、取消料として下記料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等の緊急やむを得ない理由がある場合には、この限りではありません。 ■利用予定日直前の営業日・時間内に利用取消のご連絡があった場合 → 無 料 ■利用予定日直前の営業日・時間内に利用取消のご連絡がなかった場合 → 1回につき1,200円

※利用中止(取り消し)が必要となった場合は、利用予定日直前の営業日・時間内に下記へご連絡ください。

電話番号	■宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション 0940-37-1322 ■休業日・緊急時 090-9482-1275 ■大島営業所 0940-72-2294
------	--

(4) 料金の支払い(口座引き落とし)

- 毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、25日に利用者様の登録されました郵便局口座から自動引き落としとなります。残金不足等で引き落としができなかった場合には、翌月5日に再度引き落としします。
- 25日及び翌月5日が郵便局の営業日以外のときは、その直後の営業日に引き落としを行うものとします。
- 郵便局口座をお持ちでない場合は、他金融機関口座から引き落としも可能です。この場合は、26日が引き落とし日となり、残高不足等の場合は翌月26日に2ヶ月分の引き落としとなります。

(5) その他

- ①サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者の負担となります。
- ②サービスの提供に必要な車の駐車場の利用については、利用者の所有される駐車場の使用若しくは駐車可能な場所の利用を利用者様と協議させていただきます。
- ③サービス提供証明書の発行について
利用者からご依頼があれば、提供した訪問介護サービスの種類、内容、利用単位、費用などを記入したサービス提供証明書を発行します。

5 宗像市社会福祉協議会ホームヘルパーステーションの訪問介護サービスの特徴など

(1) 運営方針

- ①宗像市社会福祉協議会は、在宅高齢者や障がい者の方へのホームヘルプ活動を介護保険制度創設以前から長年にわたり行ってきた、在宅福祉事業の開拓者として豊富な経験と磨かれた介護技術で、利用者様の能力に応じた自立のための援助を第一の目標としています。
- ②社会福祉協議会は市町村に一つしか設置できない社会福祉法人ですので、その高い公共性に基づく訪問介護事業を行います。

(2) サービス利用のために

①ヘルパーの変更の可否

ヘルパーの指名や変更は、原則としてできません。ヘルパーの変更等を要望される場合やむを得ない理由があるときは変更を申し出てはできますが、利用者と協議させていただきます。

②従業員研修の実施

利用者により質の高い介護サービスを提供するため、定例のヘルパー職員研修会を設けて、介護技術の向上や高齢者の疾病等についての学習、また調理等についての実習を行います。

③ハラスメントの禁止

社会福祉法人宗像市社会福祉協議会ハラスメント防止規程第7条に定める利用者等によるハラスメント行為（下記参照）があった場合は、宗像市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション訪問介護契約書第14条の規定により、この契約を解約する場合があります。

社会福祉法人宗像市社会福祉協議会ハラスメント防止規程

第7条第1項

- (1) 物を投げる、叩く、蹴る、唾を吐く等、身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- (2) 大声で威圧する、怒鳴る、理不尽な要求、暴言等、個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に添わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為
- (4) その他前各号に準じる相手方からの不快感を受ける言動（インターネット、SNS上でのものを含む。）

6 緊急連絡先

主治医	氏名	
	病院名	
	住所	
	電話	

<第1番の連絡先>

続柄 【 】	氏名	
	電話	自宅： / 勤務先等：
	住所	

<2番目の連絡先>

続柄 【 】	氏名	
	電話	自宅： / 勤務先等：
	住所	

7 サービス内容に関する苦情の受け先

■本事業所は、社会福祉法第82条の規定等により、ご利用者やご家族からの苦情や権利侵害行為（虐待）に関する相談へ適切に対応し、利用サービスの向上と適正な運営を図るため、苦情解決責任者、苦情受付担当者および権利侵害行為（虐待）解決責任者を下記のとおり設置し、苦情や権利侵害行為（虐待）等の解決に努めていますのでお知らせいたします。

■苦情相談の解決は、相談窓口担当者と苦情受付担当者がまずは問題解決に努めるものとし、現場で解決できない問題は「社会福祉法人宗像市社会福祉協議会苦情解決に関する規程」に則して対処します

- ①相談窓口担当者等に苦情があった場合は、直ちに苦情受付担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当の職員からも事情を確認します。
- ②苦情内容については、相談窓口担当者と苦情受付担当者が協議のうえ必要に応じて苦情解決責任者に報告します。苦情解決責任者が必要と判断した場合は、第三者委員会を開催します。
- ③検討の結果等を踏まえて、3日以内に具体的な対応をします（利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等）。
- ④「相談・苦情等に関する記録簿」に記録を保管し、再発防止と今後の改善に役立てます。

①サービス内容に関する苦情の受け先

宗像市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション	本 所 0940-37-1322 大島営業所 0940-72-2294 苦情解決責任者：衣笠 哲哉 （宗像市社会福祉協議会事務局長） 苦情受付担当者：荻野 誠 （宗像市社会福祉協議会居宅介護課長） 相談窓口担当者：山田 由美子 （ホームヘルパーステーション管理者）
-----------------------------	---

宗像市健康福祉部介護保険課		所在地	宗像市東郷1丁目1番1号
		電話番号	0940-36-4877
福津市健康福祉部高齢者サービス課		所在地	福津市市中央1丁目1番1号
		電話番号	0940-43-8191
福岡県運営適正化委員会		所在地	福岡県春日市原町3-1-7-7
		電話番号	092-915-3511
		受付時間	9時～17時00分 毎週月曜～金曜日 ※月曜、年末年始を除く
第3者委員	氏名 水上 勝則	電話番号	0940-36-6465
	氏名 黒木 藤子	電話番号	090-5731-9779
②権利侵害行為（虐待）等に関する相談の受付先			
宗像市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション		所在地	宗像市久原180番地
		電話番号	0940-37-1322
		FAX	0940-37-1338
		解決責任者	荻野 誠 (宗像市社会福祉協議会居宅介護課長)
		受付担当者	山田 由美子 (ホームヘルパーステーション管理者)

■本事業所のサービスに関する権利侵害行為（虐待）等については、下記の機関等でも相談できます。

宗像市健康福祉部介護保険課		所在地	宗像市東郷1丁目1番1号
		電話番号	0940-36-4877
福津市健康福祉部高齢者サービス課		所在地	福津市市中央1丁目1番1号
		電話番号	0940-43-8191

9 第三者評価の実施状況

実施状況	未実施
------	-----

令和 年 月 日

訪問介護サービスの利用開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

住 所：福岡県宗像市久原１８０番地

（大島営業所：福岡県宗像市大島１８０９番地３２ 大島福祉センター内）

事業者名：宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション

（指定番号：４０７３３０００４０）

代表者氏名：社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会

会 長 吉 田 善 仁

説明者	所 属	宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション
	氏 名	

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

※署名代行者	代 行 事 由	
	住 所	
	氏 名	続柄【 】

指定訪問介護事業所
宗像市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション

訪問介護利用料金表

訪問介護の利用料金は、提供する訪問介護のサービス内容により次のとおりとします。
なお、利用者様の負担金額は原則として１割、２割又は３割負担となります。

※下記の自己負担額は１回あたりの目安です。実際の負担額は１か月の基本の利用料に新・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）22.4％を加算しますので多少異なります。

サービス 内 容	サ ー ビ ス 提 供 時 間	利用料	自己負担額		
			１ 割	２ 割	３ 割
身体介護	20 分未満（身体介護 01）	1,790 円	179 円	358 円	537 円
	20 分以上 30 分未満（身体介護 1）	2,680 円	268 円	536 円	804 円
	30 分以上 1 時間未満（身体介護 2）	4,260 円	426 円	852 円	1,278 円
	1 時間以上（身体介護 3）	6,240 円	624 円	1,248 円	1,872 円
生活援助	20 分以上 45 分未満（生活援助 2）	1,970 円	197 円	394 円	591 円
	45 分以上（生活援助 3）	2,420 円	242 円	484 円	726 円
身体生活	身体介護 1 に引き続き、生活援助を 20 分以上 45 分未満行った場合 （身体 1 生活 1）	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
	身体介護 1 に引き続き、生活援助を 45 分以上 70 分未満行った場合 （身体 1 生活 2）	4,110 円	411 円	822 円	1,233 円
	身体介護 1 に引き続き、生活援助を 70 分以上行った場合（身体 1 生活 3）	4,830 円	483 円	966 円	1,449 円
	身体介護 2 に引き続き、生活援助を 20 分以上 45 分未満行った場合 （身体 2 生活 1）	4,970 円	497 円	994 円	1,491 円
	身体介護 2 に引き続き、生活援助を 45 分以上 70 分未満行った場合 （身体 2 生活 2）	5,690 円	569 円	1,138 円	1,707 円
	身体介護 2 に引き続き、生活援助を 70 分以上行った場合（身体 2 生活 3）	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円
	身体介護 3 に引き続き、生活援助を 20 分以上 45 分未満行った場合 （身体 3 生活 1）	6,950 円	695 円	1,390 円	2,085 円
	身体介護 3 に引き続き、生活援助を 45 分以上 70 分未満行った場合 （身体 3 生活 2）	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円

	身体介護3に引き続き、生活援助を70分以上行った場合（身体3生活3）	8,380 円	838 円	1,676 円	2,514 円
	キャンセル料	1,200 円			

（注意）

- 1 サービスの利用時間は、実際にサービスを提供した時間ではなく、訪問介護計画に示された内容の訪問介護を行うために必要な標準的な（訪問介護計画で定められた）時間によって算定します。
- 2 早朝（午前6時から午前8時）、夜間（午後6時から午後10時）の時間帯に訪問介護を行う場合は25%を加算、深夜（午後11時から午前5時）の時間帯に訪問介護を行う場合は、上記料金の50%を加算します。
- 3 やむをえない事情で、かつ利用者様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- 4 大島地域で訪問介護を行う場合は、特別地域訪問介護加算として上記利用金の15%を加算します
- 5 この料金表は、国が定める指定居宅サービス介護給付費単位数表の定めるものです。従って、上記に標記のない事項については、これに準じるものとします。
- 6 この料金表の「自己負担額3割」については、国の指針により平成30年8月から自己負担額3割のご利用者様に適応させます。

本会の個人情報保護に関する基本方針

本会は日頃より、より良い介護サービスの提供を目標として介護業務を営んでおります。利用者と確かな信頼関係を築き上げ、安心して介護サービスを受けて頂くために、個人情報の安全な管理と保護を最も重要なものの一つとして考えています。

したがって本会では、下記の基本方針に基づき、個人情報保護に厳重な注意を払っています。

- 1 本会では、個人の人格尊重の理念の下に個人情報を取り扱うこと及び関係法令、「介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守します。また利用者から収集した個人情報は、ガイドライン等で予め利用が認められるもの以外は、必要最小限の範囲に特定して利用させていただくことがあります。
- 2 本会では、利用者の個人情報を適正に取り扱うために、責任者（個人情報保護管理者）を置き、従業員教育を行なっています。
- 3 本会では介護業務及び施設の運営管理に必要な範囲においてのみ、利用者の個人情報を適法、かつ公正で必要最低限にとどめ収集します。
- 4 本会では、個人情報への不正アクセス、及び個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩を防止し、安全対策として組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じていきます。
- 5 本会では利用者の個人情報について利用者が開示を求めた場合には、遅滞なく内容を確認し、関係法令に従って対応します。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も調査のうえ適切に対応します。
- 6 上記の基本方針に関するお問い合わせは、下記相談窓口までお申し出ください。

個人情報相談窓口	電話 0940(37)1322
介護事業者名	宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション

個人情報保護利用目的の特定

本会では、利用者の個人情報については下記の目的のみに利用し、その取り扱いには万全の体制で取り組んでいます。

なお、特にお申し出がない場合は、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

1 当所内部での利用

- 利用者に提供する介護サービス
- 当所におけるサービス提供担当者会議
- 利用者負担金請求・事務等

2 第三者への情報提供

- 他事業所等との連携、照会への回答
- その他の業務委託
- 家族等への心身の状況説明

3 介護保険事務等

- 保険事務の委託
- 審査支払い機関へのレセプトの提出
- 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

4 上記以外の利用目的（管理運営業務のうち）

- 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

個人情報提供同意書

(サービス提供時における各事業所等への資料提供に係る同意書)

私は、宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション（以下「事業者」という）を私と契約した訪問介護事業所と認め、介護保険法に基づく「指定訪問介護利用契約書」第7条の2項（秘密保持）に関し、私のより良い訪問介護計画書作成のために、サービス担当者会議等において私およびその家族の個人情報を契約の有効期間中に用いることに同意します。

令和 年 月 日

<利用者> 私は上記の内容に同意致します。

住 所 _____

氏 名 _____

<家 族> 私は上記の内容に同意致します。

住 所 _____

氏 名 _____ 続柄 ()

<代理人> 私は利用者本人および家族の意思を確認しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 続柄 ()

事業者 当事業者は、指定訪問介護事業者として次に定める遵守事項を守り、この同意書に定められる個人情報は責任を持って管理保管します。

住 所	福岡県宗像市久原180番地
事業所名	宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション
代表者	会 長 吉 田 善 仁

■事業者の遵守事項

- ①事業所は、提供・提出の同意を得た被保険者（以下「本人」という）の個人情報を、本人の訪問介護計画書の作成に係るサービス提供事業者等とのサービス担当者会議において共通理解を促す目的以外には使用しません。
- ②事業者は、提供の同意を得た資料を厳重に管理し、紛失・破損がないよう適正に保管します。